

マイナンバー制度の導入による 企業への影響

内閣官房 社会保障改革担当室審議官

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室長代理(副政府CIO)

内閣府 大臣官房 番号制度担当室長

内閣官房 すべての女性が輝く社会づくり推進室次長

向井 治紀



マイナンバー制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

マイナンバー制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号(12桁)を指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号(13桁)を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野

社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって**条例**で定める事務に利用(第9条第2項)。

個人番号カード

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の**申請により**、その者に係る**個人番号カードを交付するもの**とする。(第17条第1項)



個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、かつ、これらの事項等がICチップに記録される。(第2条第7項)

個人番号カードは、**本人確認の措置において利用**する。(第16条)

市町村の機関は、個人番号カードを、**地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用**することができる。(第18条第1号)

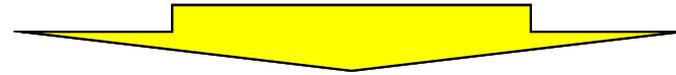
マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる**公的個人認証に利用**する。

個人番号カードの所管は、総務省とする。

個人番号カード(ICチップ)の記録事項



~~個人番号カード(ICチップ)には、プライバシー性の高い個人情報~~が記録されているので、カードを盗まれたり落としたりしたときに情報が漏れるのではないかと心配。~~~~



個人番号カード(ICチップ)に、
プライバシー性の高い個人情報は記録されない。

- 個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは、券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等)、総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、市町村が条例で定めた事項等、に限られる。

- 『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報~~は記録されない。~~



個人番号カードの様式、申請・交付(案)

様式

表面(案)



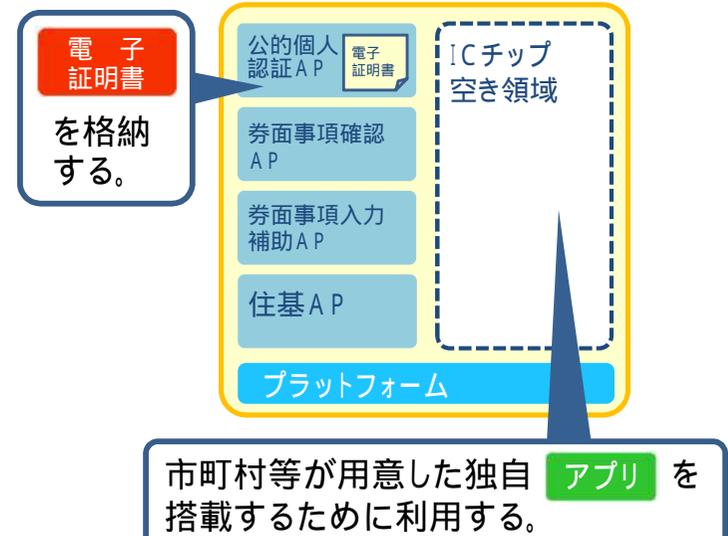
個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

裏面(案)



個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や
雇用主など、法令に規定された者に
限定される

ICチップ内のAP構成



申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番

H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

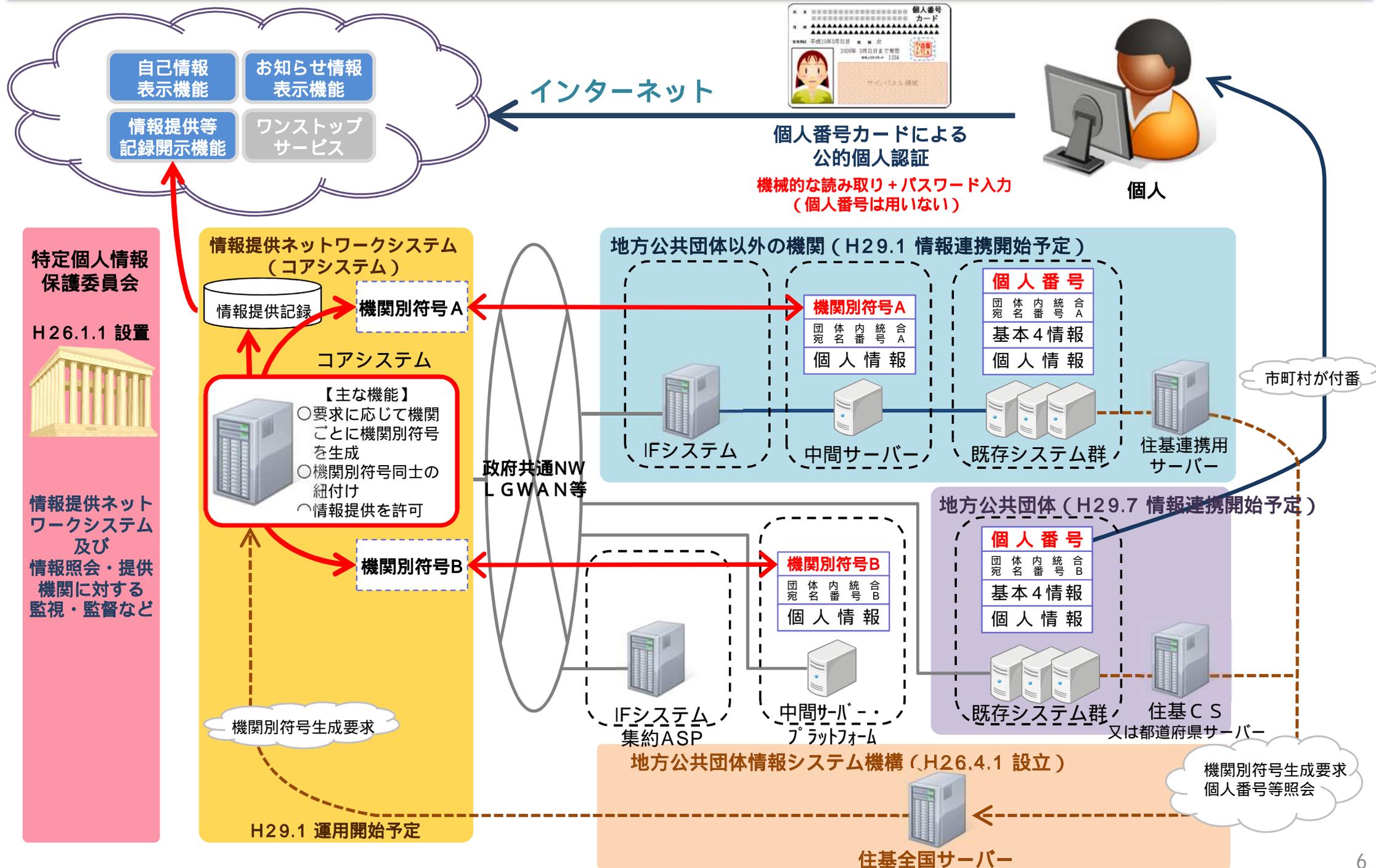
H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

交付手数料については無料。国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。



マイナンバー制度における情報連携の概要



マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が外部に**漏えい**するのではないかといった懸念。
- 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）

特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）

特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）

罰則の強化（番号法第67条～第77条）

マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施

個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施

アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施

通信の暗号化を実施

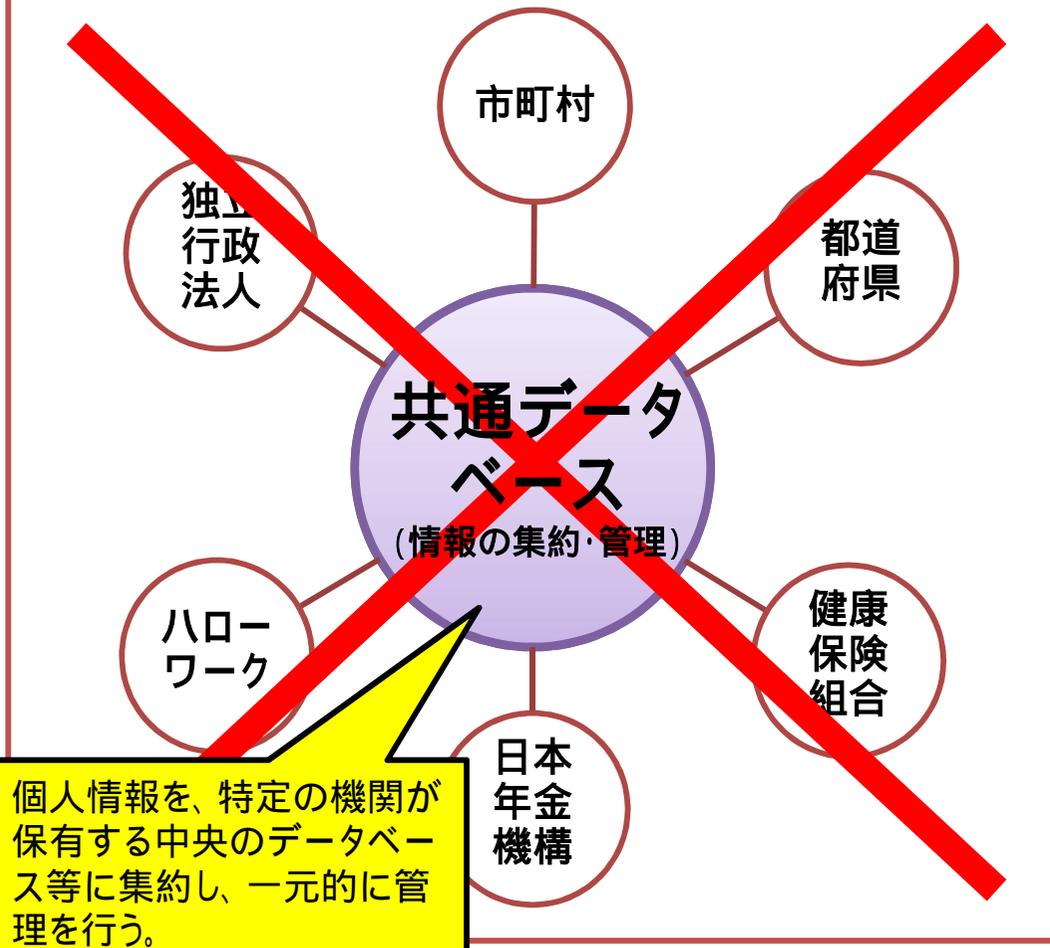


個人情報管理の方法について

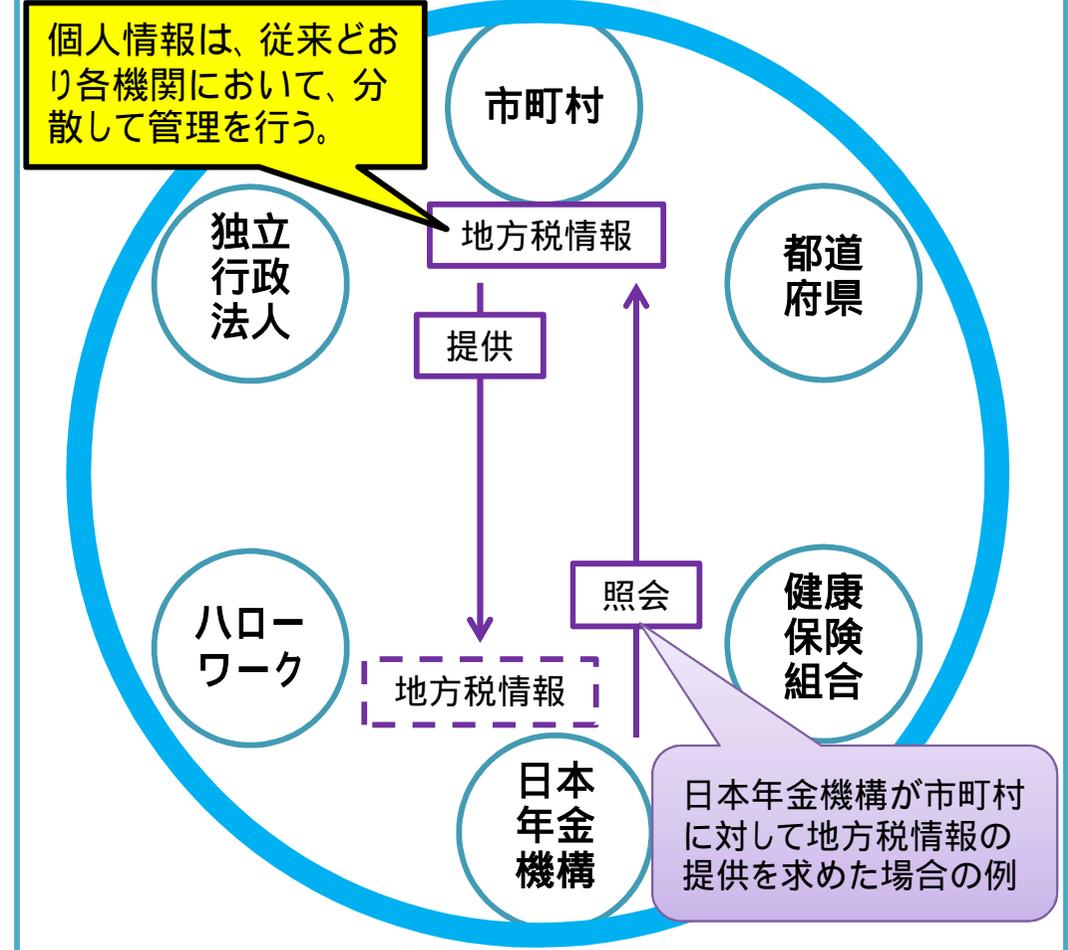
✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるもの**ではない**。

○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるもの○に限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。

一元管理



分散管理



罰則の強化

	行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
			行政機関個人情報保護法・ 独立行政法人等個人情報 保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、 特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	-	-	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、 個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	-	-	同上	
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	-	-	-	(割賦販売法・ クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、 職権を濫用して 特定個人情報記録された 文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	-	
6	委員会の 委員等が 、職務上知り得た 秘密を漏えい又は盗用	同上	-	-	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、 委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8	委員会による検査等 に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、 検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他 不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	-	-	30万以下の罰金	

マイナンバー制度導入のロードマップ(案)

2013年
(H25年)

2014年
(H26年)

2015年
(H27年)

2016年
(10月) (H28年)

2017年
(H29年)

制度構築

平成二十五年四月二十四日
平成二十五年五月三十一日

別表第一、別表第二の
事務、情報を定める
主務省令の制定

政省令等の整備

法人番号の
通知公表

申告書・法定調書等への法人番号の記載

個人番号カードの交付

順次、個人番号の利用開始

【2016年1月から利用する手続のイメージ】

- 社会保障分野
- 年金に関する相談・照会
- 税分野
- 申告書、法定調書等への記載
- 災害対策分野
- 被災者台帳の作成

個人番号の通知

情報提供ネットワークシステム、
マイ・ポータルの運用開始

2017年1月より、
国の機関間の
連携から開始し、
2017年7月を目途に、
地方公共団体等との
連携についても開始

システム
構築

システム
要件定義・調達

調査研究

設計

開発・単体テスト

総合運用テスト

工程管理支援業務

委員
国会同意

委員
国会同意

委員
国会同意

委員会規則の制定

特定個人情報の取扱い
ガイドラインの策定
(事業者編、行政機関等・
地方公共団体等編)

情報提供ネットワークシステム等の監査

特定個人情報の取扱いに関する監視・監督

個人情報
保護

特定個人情報保護評価
指針の作成

平成二十六年一月一日
特定個人情報保護
委員会設置

特定個人情報保護評価書の受付・承認等

広報

番号制度に関する周知・広報

マイナンバーの利用例

現時点で想定されているものであり、今後の検討過程において変更があり得るものである。

誕生

通知カード(イメージ)

個人番号 ……
 生年月日 年 月 日
 性別 男
 氏名 番号太郎
 住所 県市 町1-1-1

【通知カード】

・市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

個人番号を通知

1234 ……

個人番号カード交付申請

個人番号カードの交付



【個人番号カード】

- 希望する者に対し、市町村長が交付。
- 氏名、住所、性別、生年月日、個人番号のほか、顔写真を表示。
- カード1枚で本人確認と個人番号の確認が可能。

高等学校等就学支援金申請手続きの際に番号を提示

住民票や保護者等の課税証明書の添付を省略可能。

年金事務所

住民票、課税証明書の添付を省略可能。

厚生年金の裁定請求の際に番号を提示

国民健康保険加入手続きの際に番号を提示

退職前に加入していた健康保険の被保険者資格喪失証明書の添付を省略可能。

従業員やその扶養家族の番号を源泉徴収票に記載し、市役所や税務署に提出

児童手当の現況届(毎年6月)の際に番号を提示

年金手帳や健康保険証の添付を省略可能。

扶養家族の番号を会社に提示

国民年金の第3号被保険者の認定、健康保険の被扶養者認定の手続きの際に、課税証明書の添付を省略可能。

学校

奨学金の申請の際に番号を提示

アルバイト先や会社に番号を提示

会社

源泉徴収票
1234 ……

退職

子育て

結婚

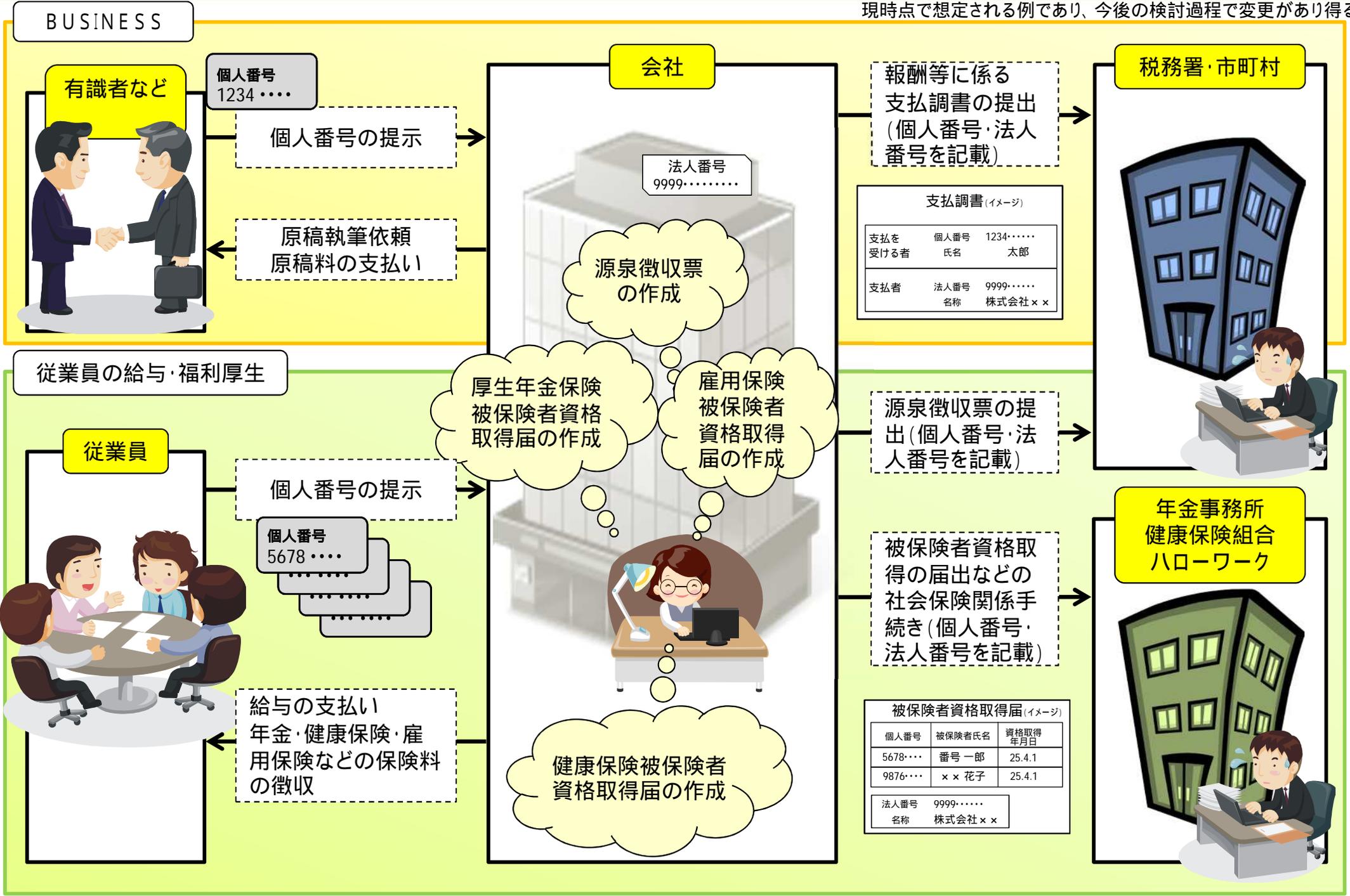
高校生

大学生等

就職

民間企業におけるマイナンバーの利用例

現時点で想定される例であり、今後の検討過程で変更があり得る



BUSINESS

有識者など

個人番号
1234.....

個人番号の提示

原稿執筆依頼
原稿料の支払い

会社

法人番号
9999.....

源泉徴収票
の作成

厚生年金保険
被保険者資格
取得届の作成

雇用保険
被保険者
資格取得
届の作成

健康保険被保険者
資格取得届の作成

報酬等に係る
支払調書の提出
(個人番号・法人
番号を記載)

支払調書(イメージ)

支払を受ける者	個人番号	1234.....
	氏名	太郎
支払者	法人番号	9999.....
	名称	株式会社 x x

税務署・市町村

従業員の給与・福利厚生

従業員

個人番号の提示

個人番号
5678.....

給与の支払い
年金・健康保険・雇
用保険などの保険料
の徴収

源泉徴収票の提
出(個人番号・法
人番号を記載)

被保険者資格取
得の届出などの
社会保険関係手
続き(個人番号・
法人番号を記載)

被保険者資格取得届(イメージ)

個人番号	被保険者氏名	資格取得年月日
5678.....	番号 一郎	25.4.1
9876.....	x x 花子	25.4.1

法人番号 9999.....
名称 株式会社 x x

年金事務所 健康保険組合 ハローワーク

民間企業におけるマイナンバーの利用場面

社会保障分野

個人番号関係事務実施者としてのもの

健康保険、雇用保険、年金などの場面で提出を要する書面に、従業員等の個人番号を記載。

主な提出書類の例	提出者	提出先	根拠条文
雇用保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第6条
雇用保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第7条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第24条 厚生年金保険法施行規則第15条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第29条 厚生年金保険法施行規則第22条

税分野

個人番号関係事務実施者としてのもの

税務署に提出する法定調書等に、従業員や株主等の個人番号を記載。

一般の民間企業(非金融機関)の場合

法定調書	提出者	根拠条文(所得税法)
給与所得の源泉徴収票	給与等の支払をする者	第226条第1項
退職所得の源泉徴収票	退職手当等の支払をする者	第226条第2項
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金、契約金又は賞金の支払をする者	第225条第1項第3号
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	利益の配当、剰余金の分配又は基金利息の支払をする法人	第225条第1項第2号
不動産の使用料等の支払調書	不動産の使用料等の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号
不動産等の譲受けの対価の支払調書	居住者又は内国法人に対し譲渡対価の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号

国税関係の申告書等におけるマイナンバー記載のイメージ

国税通則法

(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)

第二百四十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名(法人については、名称。以下この項において同じ。)、住所又は居所及び番号(番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所)を記載しなければならない。(略)

国税関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号を記載

国税関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号の記載欄を追加

主に支払いをする者及び支払を受ける者の個人番号・法人番号を記載

これ以外にも、例えば、

- ・ 給与所得の源泉徴収票には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載
- ・ 生命保険金等の支払調書には、支払の基礎となる契約を締結した者の個人番号を記載

等

番号が記載された申告書等の主な提出時期

所得税の申告書	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から
法人税の申告書	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から

番号記載のイメージ(例: 給与所得の源泉徴収票)

番号制度導入前

番号制度導入後

「控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の氏名及び個人番号を記載

「支払を受ける者」の個人番号を記載

「支払者」の個人番号又は法人番号を記載

所得税法施行規則の一部を改正する省令
平成26年財務省令第53号により抜粋

用紙サイズ
A6 A5
(紙媒体で提出の場合)

(用紙 日本工業規格 A5)

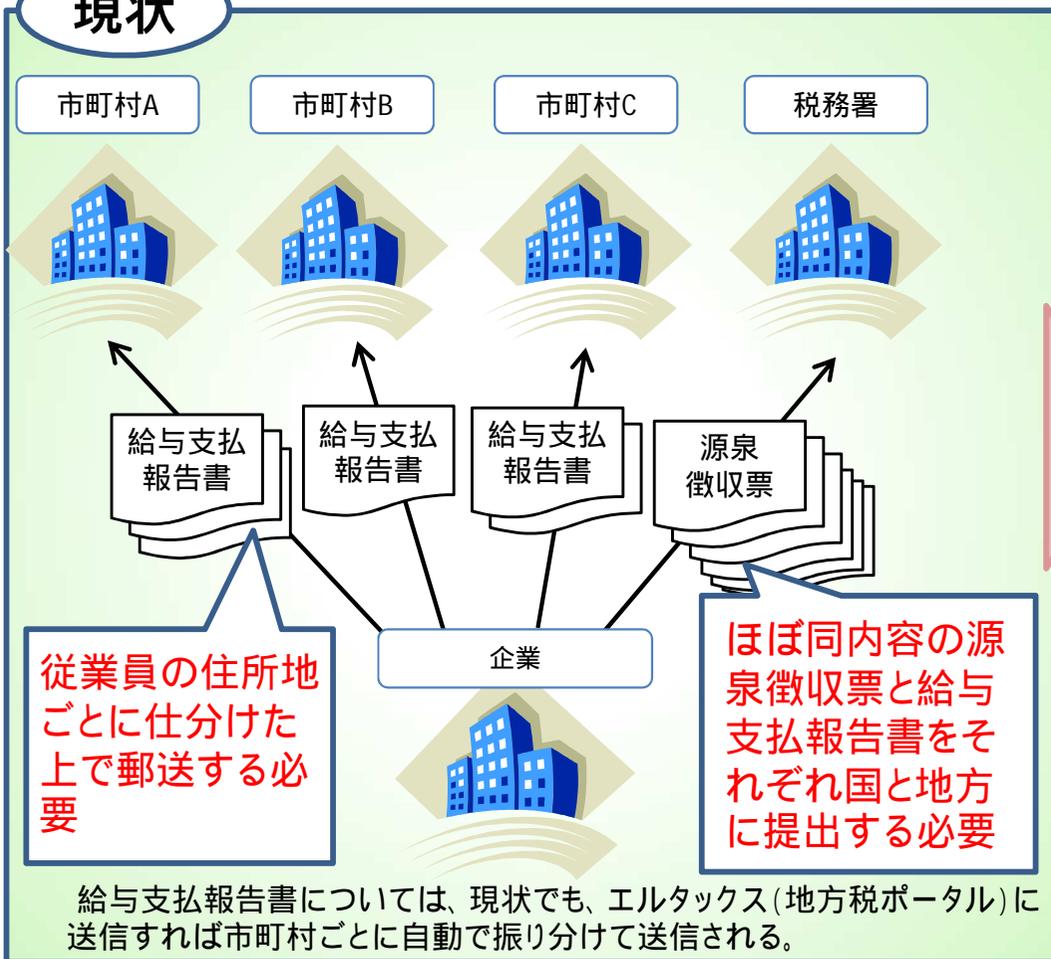
源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出先の一カ所化

企業は従業員の給与に係る源泉徴収票と給与支払報告書を税務署と従業員住所地の市町村にそれぞれ仕分けた上で郵送している。

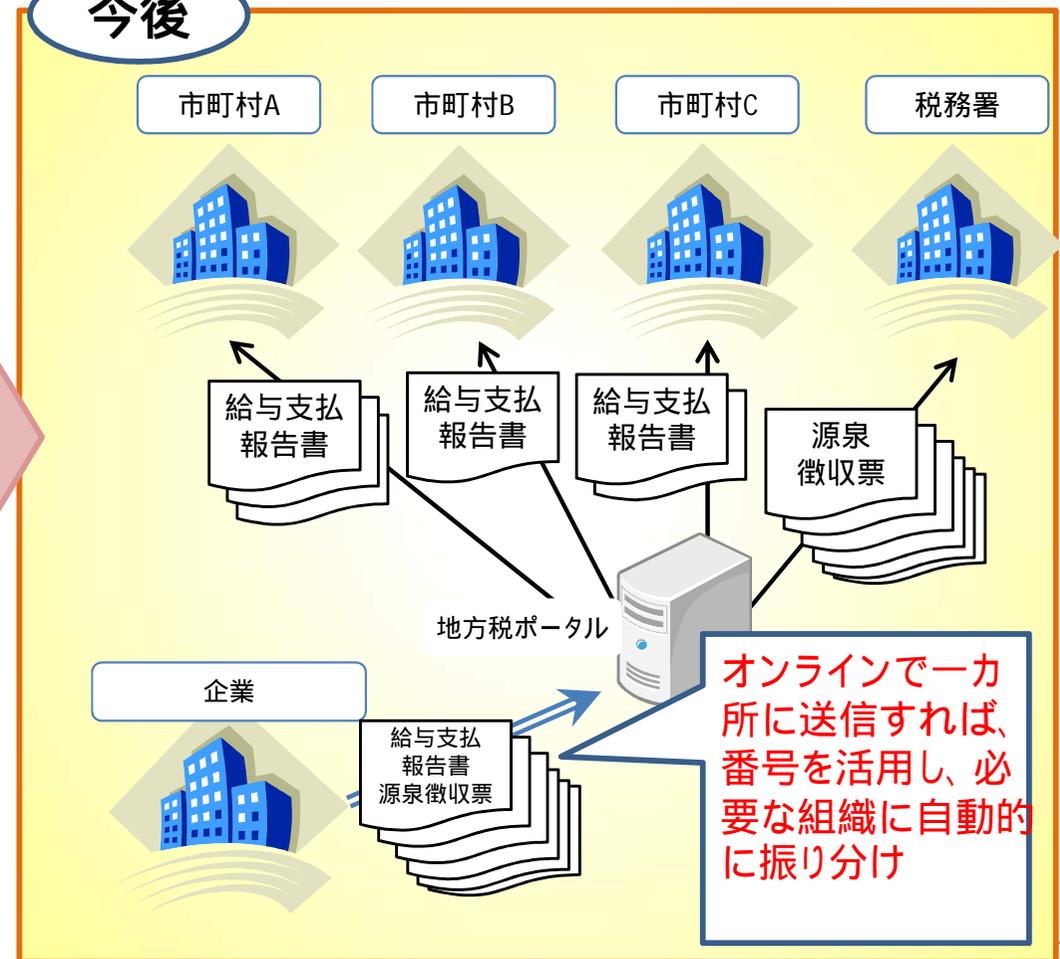
源泉徴収票と給与支払報告書はほぼ同内容であることから、一種類の様式をエルタックス(地方税ポータル)に送信すれば、番号を活用して必要な提出先に自動的に振り分けて提出されるようにすることで、企業の事務負担を軽減する。

【上記のイメージ】

現状



今後



利用目的の明示及び本人確認の措置

マイナンバーを従業員などから取得するときは、**利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。**

利用目的はきちんと明示！

- ・ マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示（ ）する必要があります。
（例）「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険加入等事務」
- ・ 源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・ マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・ 本人確認では、正しい番号であることの確認（番号確認）と 手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。



本人確認の措置

マイナンバー取得の際の本人確認では、
番号確認と身元確認を行います。

個人番号の確認

身元(実在)の確認



個人番号カード

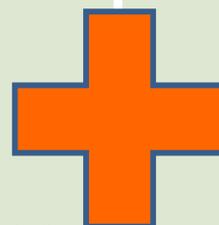


通知
カード

or

住民票
(番号付き)

等



運転
免許証

or

パス
ポート

等

上記が困難な場合は、
過去に本人確認の上で
作成したファイルの確認



等

上記が困難な場合は、健康保険の
被保険者証と年金手帳などの2以上
の書類の提示

雇用関係にあるなど、人違いでない
ことが明らかと個人番号利用事務実
施者が認めるときは、身元(実存)確
認書類は要しない

等

従業員の扶養親族に係る本人確認の措置

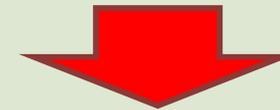
従業員から扶養親族のマイナンバーを取得する場合、民間事業者が扶養親族の本人確認を実施する必要がある場合があります。

扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要

扶養親族のマイナンバーの本人確認は不要

国民年金の第3号被保険者の届出

扶養控除等申告書の提出



事業者への提出義務者

事業者への提出義務者 **従業員**

第3号被保険者

従業員は代理人などとなる

本人確認の必要性

本人確認の必要性

従業員の
マイナンバー

扶養親族の
マイナンバー

従業員の
マイナンバー

~~扶養親族の
マイナンバー~~

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の概要

特定個人情報：マイナンバーをその内容に含む個人情報

マイナンバーに対する国民の懸念と保護措置

マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかと、他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないかと懸念されている。

番号法では、マイナンバーの利用範囲を限定し、利用目的を超えた目的での利用を禁止するなど保護措置を規定している。

ガイドラインの必要性

<ガイドラインの必要性>

従業員の源泉徴収票作成時にマイナンバーを取り扱うため、広く民間企業に番号法のルールを周知することが必要である。番号法に定められている保護措置においては、利用範囲が法律で限定されているなど個人情報保護法と取扱いが異なることから、実務を行う現場が混乱しないための具体的な指針が必要との民間企業からの声がある。

行政機関等・地方公共団体等は、マイナンバーを利用して個人情報を検索、管理する事務等を実施するので、マイナンバーの取扱いについて周知することが必要である。

<ガイドラインの作成方針>

検討に当たっては、民間企業からのヒアリングや企業の実務担当者や地方公共団体等が参加する検討会を開催し、民間企業や地方公共団体等の意見を聴きながら作成する。

番号法の規定及びその解釈について、実務的な具体例を用いて分かりやすく解説することを主眼とする。

番号法において、国は個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずる（4条）、委員会はマイナンバーその他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な行政機関や民間事業者に対する指導及び助言等の措置を講ずる（37条）とされている。

今後の広報

各種広報に努めるとともに、順次、経済団体等向けに説明会を開催予定

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の主な内容

事業者等が番号法のルールを遵守するため、ガイドラインでは、番号法の規定及びその解釈について、分かりやすく解説することを主眼とし、マイナンバーを取り扱うにあたって最低限守るべき事項を具体例を用いて記述。

< 代表的な例 >

利用・提供の制限

マイナンバーの利用・提供の範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されている。

具体例 マイナンバーを社員番号として利用してはならない。
本人の同意があったとしても、利用目的を超えてマイナンバーを利用してはならない。

安全管理

漏えいを防止するためのマイナンバーの保管・外部委託に関する留意事項。

具体例 委託先を適切に監督しなければならない。委託契約には秘密保持義務、情報の持出禁止などを盛り込まなければならない。
再委託をする場合には、委託元の許諾を得なければならない。
不正アクセスを防止する対策をとらなければならない。

保管・廃棄

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管してはならない。必要なくなったときは、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。

具体例 扶養控除等申告書は、7年間の保存義務があることから、7年の保存期間を経過した場合は、できるだけ速やかに廃棄しなければならない。
マイナンバー部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で他の個人情報の保管を継続することは可能である。

マイナンバー等分科会 中間とりまとめの概要

「世界最先端のIT利活用社会」のインフラとして、マイナンバー制度の普及と利活用を図るため、国・地方・民間が連携して取り組むべき事項を取りまとめ。

【目指すべき社会】

- 誰もがより安全・安心にインターネットを利用できる基盤を持つ社会
- 誰もが必要な時に自身の情報にアクセスし、利活用でき、サービスへの満足度が向上する社会
- 国・地方・民間の様々な手続き・サービスが、シームレスかつ効率的に連携し、広く電子的に完結できる社会

<p>個人番号カード</p> <p>誰もが取得できる 実社会・オンラインの 本人確認手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暮らしに係る公的サービスに係るカード類(健康保険証、印鑑登録カード等)や、広く保有される資格の証明書類(国家資格等の資格の証明書、国家公務員身分証明書等)等の、個人番号カードへの一元化/一体化 ・ コンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスの拡大 ・ 官民の様々な本人確認を要する手続きでの利用に向けた調整・周知 ・ オンライン本人確認手段である公的個人認証サービスの行政・民間利用の拡大 ・ 取得に係る本人負担の軽減 等
<p>マイポータル/マイガバメント</p> <p>暮らしに係る利便性の高い 官民オンラインサービスの提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に係る特定個人情報や医療・介護・健康等に係る自己情報の閲覧 ・ 利用者の利益になる情報を提供するプッシュ型サービス ・ 引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス ・ サービスに必要な情報をデータで入手・利用できる仕組み ・ シームレスなサービス利用に向けた本人確認に係る官民連携基盤 ・ スマートフォンやCATV等、利用チャンネルや認証手段の拡大 ・ 高齢者等が安心して利用できるサポート体制や代理利用の環境整備
<p>個人番号/法人番号</p> <p>名寄せ・突合による 情報の正確で迅速な確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政における個人番号を利用した業務・システム見直し ・ 行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与の徹底 ・ 法人番号を利用した法人ポータルの構築

これらに近接し、更なるメリットが期待できる以下の分野へのマイナンバー利用範囲の拡大等を検討
 戸籍事務、 旅券事務、 預貯金付番、 医療・介護・健康情報の管理・連携、 自動車登録事務

個人番号カードのメリット

個人番号を証明する書類として



個人番号を証明する書類として
個人番号カードを提示

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病
気、年金受給、災害等、多くの場面で
個人番号の提示が必要となる。

所得把握の精度向上
公平・公正な社会を実現

券面

各種行政手続のオンライン申請



電子申請(e-Tax等)の利用
行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

行政の効率化
手続き漏れによる損失の回避

マイポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続の
オンライン申請に利用できる。

電子
証明書

本人確認の際の公的な身分証明書として



個人番号の提示と本人確認が同時に必要な
場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
金融機関における口座開設、パスポートの新
規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な
場面で活用が可能。

なりすまし被害の防止

券面 または 電子
証明書

各種民間のオンライン取引/口座開設



インターネットにおける不正アクセスが多発
公的個人認証サービスの民間開放
インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキング等を
安全かつ迅速に利用

オンラインバンキングをはじめ、各
種の民間のオンライン取引に利用
できるようになる。

電子
証明書

付加サービスを搭載した多目的カード

市町村等～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中



将来的には様々なカードが
個人番号カードに一元化

券面 または アプリ または 電子
証明書

コンビニなどで各種証明書を取得



コンビニ等において住民票、
印鑑登録証明書などの公的な
証明を取得できる。

住民の利便性向上
市町村窓口の効率化

現在、約90市町村(国民の約1割強)が利用で
きる。アンケート調査によると、今後、約700弱の
市町村が導入予定(国民の約7割)。

アプリ または 電子
証明書

個人番号カードに格納される公的個人認証サービスについて



公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書(既存)

(性質)

インターネットで電子文書を送信する際に、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)

e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

利用者証明用電子証明書(新規)

(性質)

インターネットを閲覧する際に、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)

マイ・ポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)



署名用秘密鍵



カードの中の格納された領域から外に出ることがない

秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ

氏名	田 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区 〇ヶ団2-1-1
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

署名用公開鍵

基本4情報を記録

利用者証明用秘密鍵



カードの中の格納された領域から外に出ることがない

秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

利用者証明用公開鍵

基本4情報の記録なし

個人番号カードの普及について

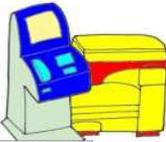
公的機関が発行し、国民全員が 取得可能な唯一のICカード身分証明書

- 個人番号制度の基盤となるカード
搭載された電子証明書でマイ・ポータルにログイン
個人番号確認・本人確認を一枚で実現
無駄のない発行手続
- ・通知カードと一緒に個人番号カードの交付申請書を送付
 - ・原則、市町村への一度の来庁で交付
 - ・交付手数料については無料



地方公共団体等が カードアプリでサービス提供

- (例) 住民票の写しのコンビニ交付、
印鑑登録証、図書館カードとしての
利用など



スマートフォン、CATVで カードを利用

- 今後普及の進むNFCモデル
スマートフォンをカードリーダー
として利用(予定)
CATVでの利用については
総務省で調査研究を実施中

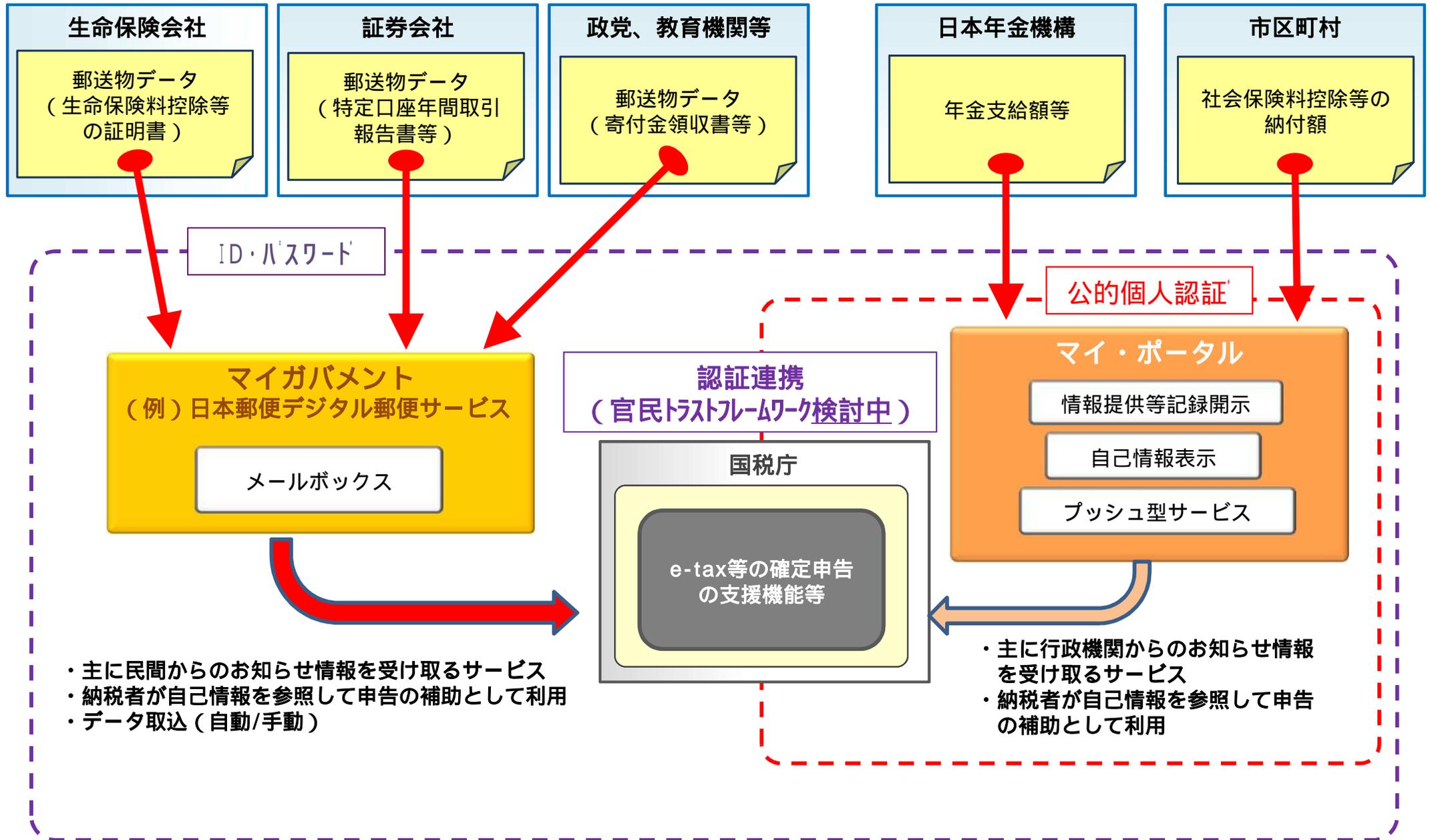


個人番号カードに搭載された電子証明書は、民間のオンライン
手続にも利用可能に

(例) インターネットバンキング、オンラインショッピング

総務大臣の認定を受けた民間事業者の手続に利用可。

マイ・ポータル/マイガバメント(利活用イメージ)



マイナンバーの利用範囲拡大に関する検討の方向性の概要

「個人番号の利用範囲拡大の検討状況について」(平成26年11月11日マイナンバー等分科会)

戸籍事務

法務省において有識者らによる「戸籍制度に関する研究会」を本年10月29日に立ち上げ、今後、平成28年2月以降の法制審議会への諮問を目指して検討を進める。

旅券事務

戸籍事務でマイナンバーが利用されるのであれば、旅券申請時に申請者が戸籍謄(抄)本を提出する必要がなくなることから、国民の利便性の向上と旅券事務効率化に資するものと考えており、戸籍事務でのマイナンバーの利用に向けた法務省の検討状況も踏まえつつ、引き続き外務省を中心に検討を進める。

預貯金付番

内閣官房を中心に、マイナンバー法の改正を行う方向で関係者間で具体的な調整を行っているところ。仮に、関係者間の調整が整えば、来年の通常国会での必要な法整備を視野に準備を進める。

医療・介護・健康情報の管理・連携等に係る事務

厚生労働省において、有識者らによる「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」を本年5月30日に立ち上げ、必要性や具体的な利活用場面等について議論を行っている。今後、年末までに一定のとりまとめを行う予定。

自動車の登録等に係る事務

平成28年1月に予定されている個人番号カードの導入に併せ、OSSにおいて同カードを利用(本人確認機能)した申請を可能とする。さらに、他の利便性向上策についても、マイナンバーの利用範囲の拡大のタイミングに併せ、関係省庁の検討状況も踏まえつつ、国土交通省を中心に検討を進める。

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 中間まとめの概要

医療等分野での番号(電磁的符号を含む)を用いた情報連携

マイナンバーに限定しない

医療機関・介護事業者等の連携

(地域レベル、複数地域間での連携)

- ・ 病院での検査結果をかかりつけ医の診療に活用
- ・ 救急医療で他医療機関での過去の診療情報を確認
- ・ 医療・介護従事者が連携して地域包括ケアを実現

本人への健康医療情報の提供・活用

(ポータルサービス)

健康・医療の研究分野

(コホート研究、大規模な分析)

いずれの利用場面も医療機関等ではマイナンバーは用いない

医療保険のオンラインでの資格確認

保険者はマイナンバーで資格情報を管理するので、資格確認手続きのうち保険者でマイナンバーを活用

保険者間の健診データの連携

資格異動時での特定健診など健診データの連携

予防接種の履歴管理

市町村での接種歴の管理、本人への通知等

いずれの利用場面も医療機関等ではマイナンバーは用いない

全国がん登録への活用は突合事務等の実務的な課題を検討

医療等分野の個人情報の特性を考慮し、オンライン資格確認のインフラの活用を含め、個人情報保護を含めた安全性と効率性・利便性が確保された仕組みを検討

現行の番号法の枠組みの中で、行政機関・保険者がマイナンバーを用いることについて検討

- ・ 行政機関・保険者は住所情報や保険資格情報を個人番号で管理
- ・ 社会保障・行政サービスの向上・効率化に資する

【番号制度のインフラとの関係】

- ・ 現行の番号法の枠組み(目的規定)は、行政機関等がマイナンバーを用いると規定。医療機関等でマイナンバーを用いることは想定していない
- ・ 番号制度では、保険者が資格情報をマイナンバーと紐づけて管理。保険者が資格情報を用いる場合など、安全で効率的な情報連携とするため、番号制度のインフラの活用も必要
- ・ マイナンバーとは別に見える番号を発行するのはコストがかかる。電磁的符号のほうが、安全性の確保と二重投資を避ける観点から望ましい
- ・ 番号・符号が重複しないよう、住民票コード又はマイナンバーから変換する方法等により生成し、利用を希望する者が使う仕組みが必要
- ・ 医療情報の第三者提供は本人同意が前提。個人ごとに情報の提供範囲が異なりうるので、一律な情報照会と回答が難しい

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)

番号法の目的(法第1条)

- ・ 行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号を活用して、効率的な情報の管理と利用、他の行政事務を行う者との間で迅速な情報の授受ができるようにする
- ・ これにより、行政運営の効率化と行政分野での公正な給付と負担の確保、手続きの簡素化など国民の利便性の向上が得られるようにする

利用範囲(法別表)

- ・ 医療保険・年金の給付、保険料の徴収
- ・ 雇用保険等の資格取得・確認、給付
- ・ 生活保護、児童扶養手当等の福祉分野 等

個人情報保護に関する法律 及び 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（概要）

< マイナンバー法改正部分 >

マイナンバーの利用範囲の拡大等について

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成26年6月24日閣議決定)等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。
予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅(低所得者向け)の管理に加えて、特定優良賃貸住宅(中所得者向け)の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。

地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

【参考】

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成25年6月14日閣議決定) 抄

・目指すべき社会・姿を実現するための取組

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

預貯金付番に係る法整備の概要 (財務省作成資料)

マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるようにするとともに、その改正法案の中で、国民年金法、国税通則法等を改正し、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるよう所要の措置を講ずる(公布の日から3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行の予定。なお、マイナンバーの利用開始は平成28年1月の予定)。

(注) 内閣官房において、マイナンバー法などの関係法律の改正を一括法案として提出する予定。

【行政機関等】

〔預金保険機構〕



〔地方自治体・年金事務所等〕



〔税務署〕

マイナンバー付で
預金情報を照会

【社会保障給付関係法律・
預金保険関係法令改正】
マイナンバーが付された
預金情報の提供を求める
ことができる旨の照会規定
等を整備
(税務当局は現行法で
照会可能)

【マイナンバー法改正】

預金保険機構を、マイナンバー法における「個人番号利用事務実施者」として位置付け、マイナンバーの利用を可能とする
(社会保障給付当局と税務当局は現行法で利用可能)

【銀行等】



【国税通則法改正】

照会に効率的に対応することができるよう、預金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理する義務を課す

【顧客名簿】

預金者名	個人番号	種類	口座番号	残高
〇〇 〇〇	1234 …… ……	普通	123…	〇〇円
		定期	456…	〇〇円
×× ××	9876 …… ……	普通	987…	××円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

〔番号を告知〕



預金者は、銀行等から、マイナンバーの告知を求められる
法律上、告知義務は課されない



〔番号を告知〕



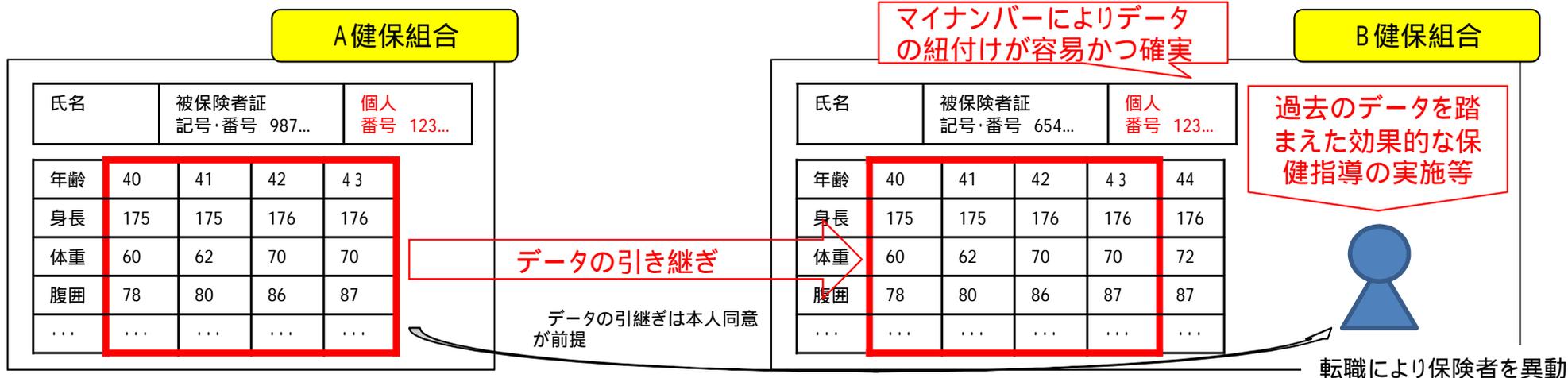
【付番促進のための見直し措置の検討】

付番開始後3年を目途に、預金口座に対する付番状況等を踏まえて、必要と認められるときは、預金口座への付番促進のための所要の措置を講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定する方向で検討。

医療等分野におけるマイナンバーの利用拡充について

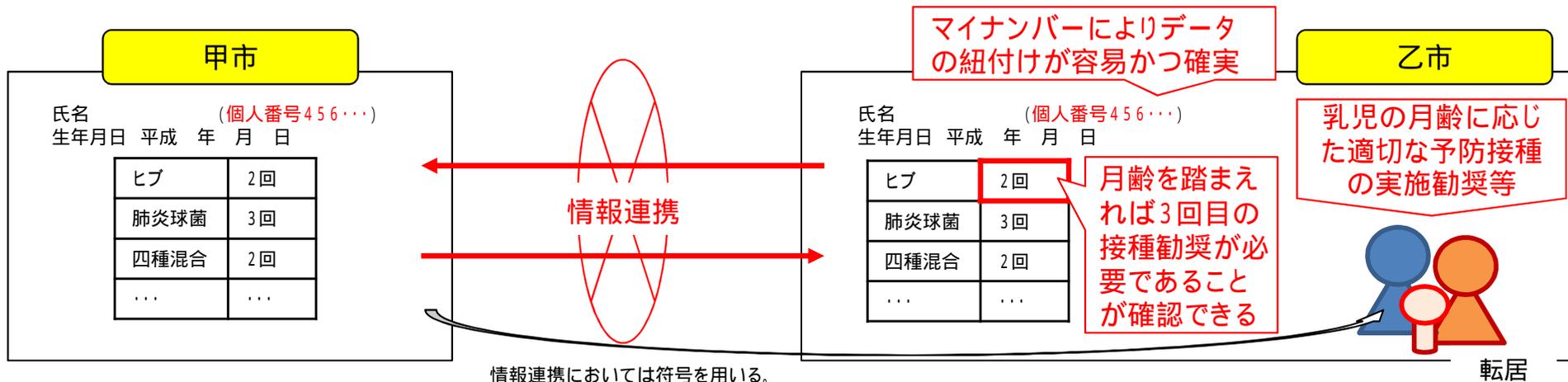
1. 健康保険組合等の行う特定健康診査情報の管理等における利用

被保険者が転居や就職・退職により保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診・保健指導の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことにより、過去の健診情報等の管理を効率的に行うことが可能となり、効果的な保健事業を推進できる。



2. 地方公共団体間における予防接種履歴に関する情報連携

予防接種法に基づく予防接種の実施は、有効性・安全性等を考慮し、過去の接種回数、接種の間隔などが定められている。このため、転居者については、転居前の予防接種履歴を正確に把握することにより、より一層の有効性・安全性を確保することができる。



地方公共団体の要望を踏まえたマイナンバーの利用拡充について

1. 特定優良賃貸住宅の管理に関する事務におけるマイナンバーの利用

現状

- ・公営住宅、特優賃について、一体で事務処理
- ・入居申請に必要な添付書類も同一

公営住宅の管理に関する事務

マイナンバー

特定優良賃貸住宅の管理に関する事務

- ・一方においてマイナンバーが利用できないため、却って事務が非効率化するおそれ
- ・同種の手続きにおいて一方は添付書類不要で、一方は必要とされるのは申請者に混乱を来すおそれ

改正

- ・特定優良賃貸住宅の管理についてもマイナンバーの利用を可能とする

公営住宅の管理に関する事務

マイナンバー

特定優良賃貸住宅の管理に関する事務

マイナンバー

- ・公営住宅の管理、特優賃の管理についてマイナンバーを利用して、一体として効率的に処理が可能
- ・いずれの申請手続きにおいても添付書類は不要となり、住民の利便性がより一層向上する

2. マイナンバー独自利用事務における情報提供ネットワークシステムの利用

地方公共団体が条例を定めることにより独自にマイナンバーを利用する場合に、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることにより、添付書類の削減を可能とするなど、マイナンバーの独自利用による効果をより一層高めることができる。

A県

別表第1に基づきマイナンバーの利用が可能

高等学校等修学支援金支給法に基づく事務

- 高等学校の授業料補助

マイナンバー

条例を定めることでマイナンバーの利用が可能

県の独自事務

- 高等学校の授業料補助の上乗せ

マイナンバー

- ・別表第2に基づき情報連携可能
- ・課税証明書の添付不要

情報提供ネットワークシステム



現行では情報連携できないため、課税証明書の添付が必要

B市

地方税関係情報(所得情報)



特定個人情報保護委員会の改組について

1. 個人情報全般の保護への所掌事務拡大

現状

マイナンバーについて

- ・適正な取扱いの確保のための監視・監督
- ・特定個人情報保護評価
- ・保護に関する広報・啓発
- ・海外機関との連携・国際協力 等



マイナンバーの事務は引き続き実施しつつ、
新たに個人情報全般の適正な取扱いの確保に所掌を拡大

改組後

マイナンバーについて

- ・適正な取扱いの確保のための監視・監督
- ・特定個人情報保護評価
- ・保護に関する広報・啓発
- ・海外機関との連携・国際協力 等

+

個人情報全般について

- ・適正な取扱いの確保のための監督
- ・認定個人情報保護団体の監督
- ・個人情報全般に関する広報・啓発
- ・個人情報の取扱いに関するグローバル化への対応 等

行政機関等が保有する個人情報の取扱いに関する総務大臣の権限・機能等と委員会の関係については、総務省の研究会において検討中。

2. 組織形態

- ・特別職の委員長及び委員からなる合議制の第三者機関
- ・委員は、国会の同意を得て任命(国会同意人事)され、独立して職権を行使
- ・所掌事務の拡大に伴う体制の強化

最新情報は

マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー



をご覧ください。

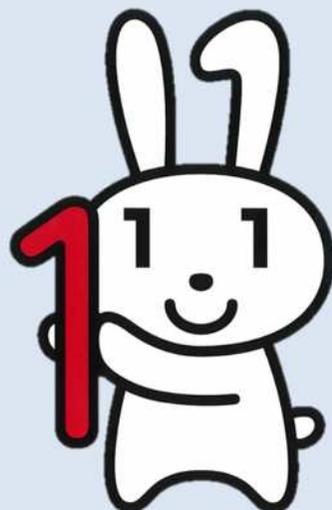
マイナンバー公式twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

マイナンバーロゴマーク

国の行政機関や地方公共団体などの番号利用事務実施者は、マイナンバーの普及啓発のため、ロゴマークを御使用いただけます。

番号利用事務実施者以外でマイナンバーの普及啓発に御協力いただける方は、内閣府の承認を受けて、ロゴマークを御使用いただけます。



愛称：マイナちゃん

ご不明な点は

マイナンバーの コールセンター

(全国共通ナビダイヤル)

マイナンバー

0570 - 20 - 0178

まで

- ナビダイヤルは通話料がかかります。
平日9時30分～17時30分
(土日祝日・年末年始を除く)
- 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、
050 - 3816 - 9405におかけください。